

Ⅱ 大切にしたい3つのことに関わって

子ども理解

子どもの権利条約・条例

岐阜市には、1989年に国際連合総会において採択された「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」をもとに2006年に制定した「岐阜市子どもの権利に関する条例」があります。

子どもは、自らの人生において主人公です。そのことを念頭に置き、子どもを理解することが大切です。

岐阜市子どもの権利に関する条例

第4条
安心して
生きる権利

第5条
のびのびと
育つ権利

第6条
守られる
権利

第7条
参加する
権利



←全文はこちら



遊びの中の学び

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

2017年に告示・改訂された幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小学校学習指導要領において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明記され、幼稚園や保育園、こども園などの教育・保育施設や小学校が同じ方向性を掲げて携わっていくこととなりました。

※この「姿」は到達目標ではなく、子どもの育ちの方向をイメージしたものです。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- ①健康な心と体
- ②自立心
- ③協同性
- ④道徳性・規範意識の芽生え
- ⑤社会生活との関わり
- ⑥思考力の芽生え
- ⑦自然との関わり・生命尊重
- ⑧数量・図形、文字などへの関心・感覚
- ⑨言葉による伝え合い
- ⑩豊かな感性と表現



体を動かす楽しみ

子どもは様々な遊びの中で、多様な動きを身に付けます。自分の体を操作できるようになることは、安全な生活を送る上でも大切です。

子どもが楽しく体を動かし活動意欲を満たすことは、体を使った遊びに意欲的に取り組むことにつながるだけではなく、基礎的な体力や運動能力を発達させたり、友達との関わりを通して協同性や社会性等を育む機会となったりします。



参考資料：文部科学省「幼児期運動指針」



発達の多様性

早期発見と適切で切れ目ない支援

子どもの特性に早く気づき、適切な対応をしていくことで、子どもは「自分は認められている」「大切にされている」と感じて自己肯定感を育みながら、安心して育っていきます。

それぞれの教育・保育施設や関係部局・機関等においては、子どもの特性や教育的ニーズの早期発見と適切で切れ目ない支援が重要であり、「共に学び、共に育つ」というインクルーシブ教育の観点からも、子どもの可能性を十分に引き出し、伸ばすことが求められます。

“インクルーシブ教育”

子どもが、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することで実現されます。